

地域協議会だより

発行日 平成31年3月1日
発行人 清里区地域協議会
会長 笹川 幹男
第54号
編集委員 三原田 裕子
向 橋 マチ子

地域協議会報告

第8回地域協議会

【1月22日(火)】

★協議事項

○自主的審議事項「中山間地域の振興」- 具体的課題「道路除草」の地域協議会からの意見について、業務を担当している板倉区総合事務所から、以下のとおり回答がありました。

・現在、町内会で実施している除草箇所、実施形態等について、来年度の早い時期に全町内会の調査を実施する。また、除草経費の縮減を図るための除草剤、抑制剤の使用については、担当課と引き続き協議を行う。道路除草に関する今後の取組については、適宜地域協議会に報告する。

・地域協議会では、回答について了承し、審議を終了しました。なお、今後審議する具体的課題については、委員からの提案を基に、決定することとしています。

○平成31年度地域活動支援事業採択方針案について、採択

審査の共通審査基準に基づく評価に応じて、補助金を斜配分することとしました。

(裏面参照)

○平成30年度地域活動支援事業実績報告会を、3月15日(金)に清里コミュニティプラザで開催することとしました。

平成30年度地域協議会の活動実績(3月1日現在)

★主な協議内容等

○4月26日(木) 第1回地域協議会(総合事務所)

・地域活動支援事業の審査に向けての日程を決定

○5月18日(金) 第2回地域協議会(総合事務所)

・地域活動支援事業プレゼンテーション及び審査

○5月25日(金) 第3回地域協議会(総合事務所)

・地域活動支援事業の審査、採択事業の決定

○6月22日(金) 第4回地域協議会(総合事務所)

・自主的審議事項「道路除草」について菅原地区、榑池地区町内会長と地域協議会委員

との意見交換会を開催することとしました。

・今年度の視察研修を7月27日、長岡市小国町で行うこととしました。

○7月11日(水) 4区地域協議会委員合同研修会(板倉コミュニティプラザ)

・「NPO法人地域おこし

理事の多田明孔氏から、十日町市池谷集落での地域おこし活動についてご講演いただき、講演後、講師との意見交換を行いました。

○7月20日(金) 意見交換会(総合事務所)

・地域活動支援事業の目的・効果に照らした見直しについて、意見交換を行いました。

○7月27日(金) 地域協議会視察研修(長岡市小国町)

・長岡市の中山間地集落支援空き家活用、公共交通について研修を行いました。

○9月27日(木) 第5回地域協議会(総合事務所)

・菅原地区、榑池地区町内会長と地域協議会委員との意見交換会の日程等を決定しました。

○10月23日(火) 菅原地区町

内会長との意見交換会(清里コミュニティプラザ)

○10月24日(水) 榑池地区町内会長との意見交換会(榑池会館)

○11月27日(火) 第6回地域協議会(総合事務所)

・地域活動支援事業の目的・効果に照らした見直しについて、平成31年度に改めて検討することとしました。

・自主的審議事項「道路除草」について、地域協議会の意見内容について協議しました。

○12月16日(日) 地域活動フォーラム(リージョンプラザ上越)

○12月18日(火) 第7回地域協議会(総合事務所)

・自主的審議事項「道路除草」について、地域協議会の意見を清里区総合事務所長に報告しました。

・平成31年度地域活動支援事業の採択方針案における、補助率の傾斜配分について協議を行い、次回の地域協議会で決定することとしました。



平成31年度清里区の採択方針

清里区の地域課題の解決や地域の活性化に取り組む活動を支援します。

「私たちの地域を、もっと住みやすくする」ために、地域住民等が自主的・主体的に取り組む、新規性・発展性のある事業を優先して採択します。

1 地域活動支援事業の目的

身近な地域における課題解決や地域の活力向上に向け、住民の自発的・主体的な地域活動を推進する。

2 優先して採択する事業

- (1) 地域の健康福祉・青少年の健全育成を図る事業
- (2) 地域の歴史文化・スポーツ活動を図る事業
- (3) 地域の環境改善、景観づくり、自然環境保全を図る事業
- (4) 地域の資源を活かした地域振興及び地域を担う人づくりを図る事業
- (5) 地域の安全・安心を図る事業



3 その他の事業

優先して採択する事業以外に、地域の課題を主体的に捉え、広く地域の活性化につながる事業

【運用方法】

1 補助率・補助限度額等

- (1) 補助率は、補助対象経費の100/100以内とし、審査の結果、申請金額の減額や補助率を引き下げる場合があります。なお、備品購入を行う場合は、レンタル等で導入費用を節減できない理由や後年度の活用予定、管理体制を明確にした任意の書類を申請時に添付してください。
- (2) 補助金額は1件5万円以上とします。ただし、千円未満を切り捨てた額とします。

2 事前相談期間

平成31年3月1日（金）から3月31日（日）※相談日時の事前連絡

3 募集期間（予定）

平成31年4月1日（月）から4月26日（金）※提案書提出日時の事前連絡

4 審査方法及び採択基準等

- (1) 書類審査のほか、プレゼンテーションを原則として行います。
- (2) 基本審査、採択方針の審査は、地域活動支援事業の目的、清里区の採択方針それぞれについて、審査委員の過半数が「不適合」とした場合は不採択とします。
- (3) 共通審査基準は、5項目（公益性・必要性・実現性・参加性・発展性）それぞれ5点満点とします。
- (4) 共通審査基準を審査する委員全員の評点の平均点が15点未満の場合は不採択とし、補助金の上限額については、15点が90/100、16点が92/100、17点が94/100、18点が96/100、19点が98/100、20点以上が100/100の補助率を補助金希望額に乗じた額とします。
- (5) 採択すべき事業及び補助金額は、共通審査基準の評点の高いものから順に採択します。

※__部分が31年度変更となります。

★ 平成30年度地域活動支援事業実績報告会

- ・日時 平成31年3月15日（金）午後3時から5時（午後2時から第9回地域協議会：公開）
- ・会場 清里コミュニティプラザ3階多目的ホール
- ・内容 平成30年度地域活動支援事業実施団体による活動報告及び、平成31年度採択方針等の説明
※参加申込は不要です。直接会場にお越しください。

★ 平成31年度地域活動支援事業の事前相談

- ・期間 平成31年3月1日（金）から3月31日（日）※相談日時を事前にご連絡ください。
- ・会場 清里区総合事務所（総務・地域振興グループ 地域振興班） ☎025-528-3111